

公益社団法人長井教育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人長井教育会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山形県長井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、長井市民の子弟のうち、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難な大学生及び理事会が特に認めた者に対し奨学援助を行い、かつ、長井市民の教育文化の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 奨学金の貸与

(2) 教育、文化、芸術に関する講演会等の開催及び助成

(3) 各地区公民館の教育文化事業等への助成

(4) 長井教育会賞の授与

(5) 奨学金貸与者との座談会、就職相談及び支援

(6) 会報の発行

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長井市において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 通常会員 この法人の事業に賛同して入会した個人（次号の特別会員を除く。）

(2) 特別会員 この法人の事業に賛同して入会した個人のうち、第7条第1項第2号の年額会費の納入に同意したもの

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した団体、法人等

(4) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち、通常会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、前項の規定にかかわらず本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は本会会費規程に定める会費を納入しなければならない。

2 会計年度の中途に入会した会員は、当該年度分の会費として前項に定める額を納入するものとする。

3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出ることによりいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、第5条第2項に規定する会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 評議員の選任

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) 不可欠特定財産の処分の承認

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が

招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、通常会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、通常会員及び特別会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、通常会員及び特別会員の半数以上であって、通常会員及び特別会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため会議に出席できない議決権を有する会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなし、かつ、議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
- (2) 監事 3名

- 2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉理事長及び相談役)

第 27 条 この法人に、名誉理事長及び相談役を置くことができる。

2 名誉理事長及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 名誉理事長及び相談役は、この法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 相談役は、理事会の決議によって解任することができる。

5 名誉理事長には第 26 条の規定を、相談役には第 24 条第 1 項及び第 26 条の規定を準用する。

(評議員の設置)

第 28 条 この法人に、評議員を置く。

2 評議員は 22 名以上 25 名以内とし、総会の決議によって選任する。

3 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問事項を審議する。

4 評議員には、第 24 条第 1 項及び第 26 条の規定を準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 第28条に規定する評議員候補者の選出

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類につ

いては、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は、渡部秀一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1

項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする

別表 基本財産（第34条関係）

財 産 種 別	金 額
定 期 預 金	8, 2 0 0, 0 0 0 円
投 資 有 価 証 券	3 7, 0 0 0, 0 0 0 円

- ・ 定款変更
平成25年6月29日 第22条 第3項 変更
令和元年6月15日 第7条及び第43条 変更

- ・ 別表 基本財産（投資信託）置き換え
平成25年12月11日
令和元年 12月 6日
令和6年 3月 5日